

(別紙) 地方支部会に関する細則

第1条 定款第66条に基づき、特定非営利活動法人日本栄養改善学会地方支部会に関する事項は本細則に定める。

2 地方支部会は、その地方における特徴を生かし、栄養学と健康科学に関する幅広い分野で、学術的調査研究、情報コミュニケーションを行うとともに、一般の人々に対し、栄養管理の支援・助言・協力をを行い、さらに栄養改善・健康増進に関する知識及び技術の教育普及活動を行い、もって栄養学と健康科学の振興を図り、科学的根拠に基づく栄養実践活動により、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

第2条 地方支部会の名称及び区分は、次のとおりとする。
特定非営利活動法人日本栄養改善学会北海道支部会（北海道）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会東北支部会（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会関東・甲信越支部会（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会北陸支部会（富山、石川、福井）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会東海支部会（岐阜、静岡、愛知、三重）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会中国支部会（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会四国支部会（徳島、香川、愛媛、高知）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会九州・沖縄支部会（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第3条 地方支部会は、本細則第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会地方支部会学術総会の開催
- (2) 研修会、市民公開講座等の開催
- (3) その他、地方支部会の目的を達成するために必要な事業

第4条 地方支部会は、その地方に所属する本学会会員をもって構成する。

第5条 地方支部会に、次の役員を置く。

支部長	1名
幹事	若干名
監事	2名
支部会学術総会会長	1名

第6条 支部長は地方支部会を代表し、その業務を総理する。

- 2 幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。
- 3 監事は、定款第15条4項と同等の職務を行う。
- 4 支部会学術総会会長は、当該年度の支部会学術総会を組織し運営に当たる。

第7条 支部長、幹事及び監事の任期は2年、支部会学術総会会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条 会議は、支部会総会、幹事会の2種とする。

- (1) 支部会総会は、支部長が毎年1回以上招集し、地方支部会の重要事項について議決する。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成し、支部長が必要と認めたときに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明示して毎年1回以上開催する。幹事会は、支部長が招集して、その議長となる。

第9条 地方支部会の経費は、本部からの活動費及び当該支部会におけるその他の収入をもってこれにあてる。

2 本部からの活動費は次の3種とする。なお理事会が学術総会の運営に関する申し合わせ13(1)に定める追加活動費（以下、「追加活動費」と称す）を承認した場合は、支部会にこれを交付する。

- (1) 基本活動費：1支部会につき15万円
 - (2) 会員数割活動費：会員数1,000名まで会員1名につき300円、会員数1,001名から会員1名につき100円
 - (3) 特定事業活動費：本部が特定する事業を実施する場合に、別に定める申請に応じて、経費の一部を精算払いにて交付する。特定する事業、交付額は理事会の議を経て決める。
- 3 地方支部会の資産は、当該支部長が管理し、その方法は当該支部会総会の議決を経て、支部長が別に定める。
- 4 地方支部会の会計は、定款第52条に準じて行うことを原則とする。
- 5 会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。
- 6 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費（但し、特定事業活動費は除く）の支出額を別に定める活動費の使途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替えるものとする。

第10条 支部長は、毎年8月末日までに、前年度の事業報告、役員名簿及びその年度の事業計画を理事長に提出するものとする。

- 2 支部長は、次の事項に変更があった場合は、遅滞なく変更後の事項を理事長に提出するものとする。
 - (1) 支部会規則
 - (2) 支部長
 - (3) 支部会事務所

第11条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則の実施に関わる事項については、当該支部会においてこれを定める。

- 2 本細則は平成16年(2004年)7月17日から施行する。
- 3 本細則の改定は、平成24年(2012年)8月25日の理事会の議を経て、平成24年8月25日から施行する。
- 4 本細則第2条に定める地方支部会を、平成25年(2013年)7月31日までに設立する。新たに設立する地方支部会に対し、設立準備金として1支部会につき20万円を支給する。
- 5 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会

の議を経て、平成26年4月26日から施行する。

6 本細則の改定は、平成28年(2016年)8月20日の理事会の議を経て、平成28年8月20日から施行する。

7 本細則の改定は、令和4年(2022年)8月27日の理事会の議を経て、令和4年8月1日(NPO第20期)から施行する。